



税関
Japan Customs

知的財産侵害物品取締強化期間

平成31年3月25日(月)～3月27日(水)

神戸税関では、上記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」と定め、知的財産侵害物品に対する、水際取締りを強化します。
知的財産侵害物品の輸出入に関する情報がありましたら、下記の窓口にご連絡ください。

税関で輸入を差止めた侵害品の例

イヤホン（意匠権）



美容用ローラー（意匠権）



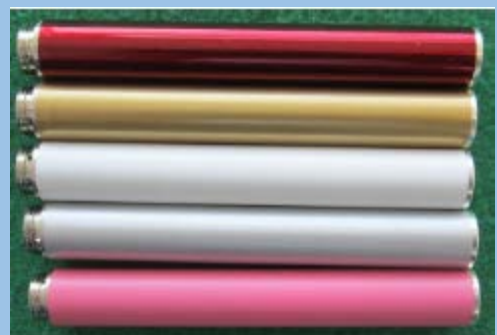
パジャマ（著作権）



ピンバッチ（商標権）



電子タバコ用カートリッジ・バッテリー（意匠権）



神戸税関業務部知的財産調査官(平日8:30～17:00)

078-333-3156

密輸ダイヤル(24時間受付)

0120-461-961 (携帯からでも無料)

密輸情報提供サイトもご利用できます。

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

